

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長（①農林漁業者関係）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 13） （法人事業税、法人住民税：義（自動連動））（地方税 15）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税 13） （住民税：外）（地方税 15）
3	要望区分等の別		【新設・ <b>拡充</b> ・ <b>延長</b> 】 【単独・主管・ <b>共管</b> 】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や制作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人は7%）が選択適用できる。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除（最大10%））を拡充し、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置等を創設する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 第10条の5の3</li> </ul> <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 第42条の12の4、第52条の2</li> </ul>
5	担当部局		農林水産省 農産局 技術普及課 畜産局 企画課 林野庁 林政部 経営課 水産庁 漁政部 水産経営課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年5月～8月 分析対象期間：令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成29年3月末までの適用期間の延長） 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成31年3月末まで） 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長（適用期間は令和3年3月末まで）

			<p>令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加</p> <p>令和3年度 修正ROA等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和5年3月末まで)</p> <p>令和5年度 2年間の延長(令和7年3月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外</p>
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小規模の農林漁業者がほぼ全体である農林漁業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。例として、1経営体当たりの農業粗収益の平均は、中小企業における個人企業の1社当たりの売上高を下回っている。</p> <p>また、農林漁業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農林漁業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。</p> <p>このため、中小企業等経営強化法に基づき、特定経営力向上設備と位置づけられる高性能な農林漁業機械等の導入(機械化等投資)を促進し、農林漁業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号) 第二条 3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。</p> <p>○森林・林業基本法(昭和39年法律第161号) 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。</p> <p>○水産基本法(平成13年法律第89号) 第三条 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産(中略)、効率的かつ安定的な漁業経営が育成さ</p>

れ、その健全な発展が図られなければならない。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」

(令和6年6月21日閣議決定)

## 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

### 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

#### (4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障

食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立を新たな柱に位置付けるとともに農業の持続的な発展や農村の振興を図るため、基本法が四半世紀ぶりに改正されたことを受け、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、2024年度中に基本計画を改定し、施策を充実・強化するとともに、それを確実に進めるための体制を確保し、農林水産業の収益力向上の実現を通じた所得の向上を図る。

食料安全保障の強化に向け、食料自給率その他の新たな目標設定や農林水産業・食品産業の生産基盤の強化とともに、安定的な輸入と備蓄を確保しつつ、水田の汎用化・畑地化を含め輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力拡大等の構造転換を推進する。食料供給基盤強化も念頭に海外需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進する。

(略)

農業の持続的な発展に向け、地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化や土地改良事業、サービス事業体の育成・活動の促進とともに、農地の総量確保と適正・有効利用や食品産業と連携した農業法人の経営基盤強化、スマート技術の開発と生産方式の転換や実装加速化、経営安定対策、家畜疾病対策、女性活躍等を進めるほか、人口減少に対応した適切な用排水施設等の保全管理のための土地改良法制について次期通常国会提出を目指す。農村の振興に向け、中山間地域等の農地保全や粗放的利用対策、農村関係人口の増加に資する地域産業振興、農福連携、鳥獣対策、棚田地域の振興等を進める。

森林の循環利用ができる経営体育成と集約化等を促進する法制度の次期通常国会提出を目指す。林道等基盤整備や再造林、国産材転換、木材利用拡大、花粉症対策等を進める。

着実な水産資源管理と操業形態の転換、養殖業の成長産業化、漁業者の人材育成・経営安定、漁船等の生産基盤整備、海業の全国的な展開等を進める。

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 5－⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 6－㉔ 漁村の活性化の推進</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【農業】 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和6年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：85,556円（令和5年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。 ※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 （160万円以上の国内向け高性能農業機械出荷額79,516百万円×販売農家のうち青色申告を行っている農業経営体の割合0.39843）÷青色申告を行っている農業経営体370千経営体＝85,556円 高性能の農業機械とは、本特例措置の対象と想定されるトラクター（50馬力以上）、田植機（6条以上）、コンバイン（4条以上）、スピードスプレヤーとする。</p> <p>【林業】 過去1年間に素材生産を行った経営体1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：1,563千円（令和4年度実績推計値）を基準値とし、これを維持すること。 ※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 高性能林業機械出荷額9,127百万円÷過去1年間に素材生産を行った経営体数5,839（※）＝1,563千円 なお、ここでいう高性能林業機械とは、本特例措置の対象として 林業機械化協会から生産性向上要件証明書が発行されている機種（フォワーダ（林内作業車含む）、フェラーバンチャ等）とする。 ※ 農林水産省「2020年農林業センサス」参照</p> <p>【水産業】 令和6年度の漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械取得</p>

額（令和5年度実績値の平均25,330円）を基準値とし、これを維持すること。

※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。

生産性向上要件証明書発行総額

1,554,200千円（※1）÷経営体数（※2）61,360=25,330円

※1：令和5年度 生産性向上要件証明書発行総額

※2：農林水産省「令和4年度漁業構造動態調査結果」参照

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

**【農業】**

[測定指標]

青色申告を行っている農業経営体1経営体当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額

[達成目標実現による寄与]

本特例措置の活用を含む機械導入のための関連施策を総合的に実施することにより、農業生産における各作業行程の労働時間の減少やコスト削減が図られるとともに、品質の安定した農作物が毎年安定的に生産・出荷できるようになる。また、それらが経営規模の拡大や実需者との安定取引にもつながり、農業者の経営安定や農産物の安定供給に寄与することとなる。

**【林業】**

[測定指標]

過去1年間に素材生産を行った林業経営体1経営体当たりの高性能林業機械取得額

[達成目標実現による寄与]

本特例措置の活用を含む機械導入のための関連施策を総合的に実施することにより高性能林業機械の導入が促進され、林業の各作業行程での単位生産あたり労働時間が減少し、生産性向上やコスト削減が図られる。さらに、こうした生産性向上により経営規模の拡大や林産物の安定供給、コスト削減による林業者の経営安定を確保することができ、政策目的の達成に寄与することとなる。

**【水産業】**

[測定指標]

漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械取得額

[達成目標実現による寄与]

本特例措置の活用を含む機械導入のための関連施策を総合的に実施することにより高性能漁業機械の導入が促進され、漁業の各作業行程での単位生産あたり労働時間が減少し、生産性向上やコスト削減が図られるとともに、品質が向上した水産物を生産・出荷できるようになる。また、それらが経営規模の拡大や実需者との安定取引にもつながり、漁業者の経営安定や水産物の安定供給に寄与することとなる。

10	有効性等	① 適用数	単位：件					
			令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
		適用数	2,339	2,026	1,659	1,659	1,659	1,659
		<p>本特例措置は、1,659件の適用があり、僅少ではない。</p> <p>農林漁業者に係る適用数の実績及び見込については、本特例措置の要件である日本農業機械工業会等の生産性向上要件証明書の発行実績及び関係団体からの農林漁業機械出荷額及び農林漁業機械出荷台数等に係る聞き取り調査等をもとに実績を推計した。</p> <p>令和6年度～令和8年度までの適用見込み件数については、令和5年度の実績を基に推計により算出した。</p> <p>※別紙参照。</p>						
		② 適用額	単位：百万円					
			令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
		法人税	11,347	11,677	11,111	11,111	11,111	11,111
		法人住民税	1,135	1,168	1,111	1,111	1,111	1,111
		<p>農林漁業者に係る適用額の実績及び見込については、租税特別措置の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の実態調査結果では、制度の対象者全体が適用実態調査の対象となっており、農林漁業者を把握できないため、本特例措置の要件である日本農業機械工業会等の生産性向上要件証明書の発行実績及び関係団体からの農林漁業機械出荷額及び農林漁業機械出荷台数等に係る聞き取り調査等をもとに実績を推計した。</p> <p>令和6年度～令和8年度までの適用額の見込は、令和5年度の実績を基に推計により算出した。</p>						
		③ 減収額	単位：百万円					
			令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
		法人税	1,135	1,168	1,111	1,111	1,111	1,111
		法人住民税	79	82	78	78	78	78
		<p>農林漁業者に係る減収額の実績及び見込については、本特例措置の要件である日本農業機械工業会等の生産性向上要件証明書の発行実績及び関係団体からの農林漁業機械出荷額及び農林漁業機械出荷台数等に係る聞き取り調査をもとに実績を推計した。</p> <p>令和6年度～令和8年度までの減収額の見込は、令和5年度の実績を基に推計により算出した。</p>						

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

【農業】

前回の目標は、「令和4年度における青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：71,245円（令和3年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること」である。当該農業者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額は下表のとおりであり、本税制は一定の効果があると考えられ、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、引き続き、本特例措置を実施する必要がある。

【青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額】

単位：円、%

	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
目標	71,245	71,245	85,556	85,556
実績	85,556	85,556	85,556	85,556
達成率	120%	120%		

※ 令和7年度見込・令和8年度見込の目標は令和5年度の高性能林業機械取得額の値（実績値・推計値）としている。

○租税特別措置等の効果検証手法

・リサーチデザインの整理

本措置の対象となる160万円以上の高性能農業機械として、想定される主要な高性能農業機械のうち適用に当たって必要となる日本農業機械工業会が発行する生産性向上要件証明書から算出した高性能農業機械の取得額の総額を指標としている。

・データの入手

日本農業機械工業会から、生産性向上要件証明書を発行した高性能農業機械の一覧等の提供を受け、年度毎のデータを把握している。

【林業】

前回の目標は「過去1年間に素材生産を行った1経営体当たり的高性能林業機械取得額の値：527千円（令和2年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること」である。

本特例措置の対象外のものも含めた令和4年度の1経営体当たりの機械取得額は2,457千円と推計される。

（導入台数622台×平均単価23,069千円（メーカー等聞き取り単価を導入台数に応じて加重平均）÷5,839経営体＝2,457千円）

本特例措置に係る令和4年度実績992千円※は全体の40%に相当しており、林業者の設備投資を誘発し、林業の生産性向上を図るために一定の効果があると考えられる。生産性の向上に資する林業機械等の導入を促進するため、引き続き、本特例措置を実施する必要がある。

※ 本数値の推計に用いる調査の項目が令和3年から変更されている。このため、本数値は令和2年当時の項目にあわせて推計した一方、「租税特別措置等により達成しようとする目標」は、現行の項目による推計をしており、差が生じている。

【過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額】

単位：千円、%

	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
目標	527	527	1,563	1,563
実績	992	992	1,563	1,563
達成率	188%	188%		

※ 令和7年度見込・令和8年度見込の目標は令和4年度の高性能林業機械取得額の値（実績値・推計値）としている。

○租税特別措置等の効果検証手法

・リサーチデザインの整理

本措置の適用にあたっては、林業者は林業機械化協会等が発行する生産性向上要件証明書を必要とする。林業機械化協会による生産性向上要件証明書の発行状況及び高性能林業機械保有台数調査（林野庁研究指導課）を元に、中小企業者等が導入した高性能林業機械台数のうち証明書発行機種分を抽出し、当該数値を出荷台数の推計値としている。この推計値に機械の平均単価を乗じることで高性能林業機械出荷額を算出、さらに素材生産を行った経営体数で除した、1経営体当たりの高性能林業機械の取得額の値を指標として分析を実施した。

・データの入手

林業機械化協会から生産性向上要件証明書の発行状況を聞き取り、また、林野庁研究指導課から高性能林業機械保有台数調査結果の提供を受け、年度毎のデータを把握している。

【水産業】

前回の目標は、令和4年度の漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械取得額（令和2年度実績値の平均25,014円）を基準値とし、これを維持することである。1経営体当たりの高性能漁業機械取得額は下表のとおりであり、水産業の生産性向上のために一定の効果があるものと考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。

単位：円、%

	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
目標	25,014	25,014	25,330	25,330
実績	25,330	25,330	25,330	25,330
達成率	101%	101%		

※ 令和7年度見込・令和8年度見込の目標は令和5年度の高性能漁業機械取得額の値（実績値・推計値）としている。

（参考）

単位：千円

	令和 3年度 （実績）	令和 4年度 （実績）	令和 5年度 （実績）	令和 6年度 （見込）	令和 7年度 （見込）	令和 8年度 （見込）
生産性向上要件証明書1件当たりの取得金額	10,010	13,003	13,171	13,171	13,171	13,171

○租税特別措置等の効果検証手法

・リサーチデザインの整理

本措置の適用にあたっては、水産業者等は、一般社団法人海洋水産システム協会（以下「システム協会」とする。）が発行する生産性向上要件証明書を必要とする。毎年度、システム協会から、発行した生産性向上要件証明書の一覧について提供を受け、高性能機械の取得額の総額を指標としている。

・データの入手

システム協会から、生産性向上要件証明書を発行した高性能機械の取得額の総額について提供を受け、年度毎のデータを把握している。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

[政策目的の実現状況]

【農業】

農業者の経営が厳しい状況においても、高性能な農業機械取得額は維持されており、農業の生産性向上等に効果を上げている。

【林業】

引き続き、生産性の向上に資する高性能な林業機械等の導入を促進するため、本特例措置を講じる必要がある。

【水産業】

高性能漁業機械取得額は維持されており、引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。

[延長されなかった場合の影響]

本特例措置が延長されない場合、農林漁業者は投資余力が小さいことから、高性能な農林漁業機械等の導入（機械化等投資）が減退し、農林漁業の生産性向上が阻害され、農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給の確保に支障をきたす。

⑤ 税収減を是認する理由等

生産性向上をもたらす高性能な農林漁業機械等は初期投資額が大きいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農林漁業者による機械化等投資に大きなインセンティブとなり、農林漁業の生産性向上に大きく寄与する。

また、本特例措置の適用件数（減収額）に対する経済波及効果を試算したところ、以下の表のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。

<経済波及効果の試算>

【農業】

令和3年度に生産性向上要件証明書を発行した高性能農業機械の機械別出荷額の総和（1,551百万円（トラクター）+2,019百万円（田植機）+3,404百万円（コンバイン）+527百万円（スピードプレーヤー）=7,501百万円（同様に令和4年度は6,630百万円、令和5年度は5,550百万円）を、

【林業】

令和3年度に生産性向上要件証明書を発行した高性能機械の総額=3,185百万円（同様に令和4年度は4,007百万円、令和5年度は令和4年度の数値を使用）を、

【水産業】

令和3年度に生産性向上要件証明書を発行した高性能機械の総額=661百万円（同様に令和4年度：1,040百万円、令和5年度：1,554百万円）を、

設備投資額とし、これら設備投資額の合計（令和3年度：11,347百万円、令和4年度：11,677百万円、令和5年度：11,111百万円）の6割（寄与度）となる額（令和3年度：6,809百万円、令和4年度：7,006百万円、令和5年度：6,666百万円）を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。

単位：百万円

項目	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
減収額	1,214	1,249	1,189	1,189	1,189	1,189
投資額	6,809	7,006	6,666	6,666	6,666	6,666
経済波及効果	7,207	7,390	7,013	7,013	7,013	7,013

※ 経済波及効果の算出には「令和2年産業連関表分析用ファイル」の逆行列係数（98部門）を使用。

※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。

※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。

※ 寄与度については、中小企業庁が行った税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果として、本税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押しするとのアンケート結果があることから、押し上げに寄与（寄与率6割）していると仮定して効果を算出した。（平成28年度中小企

			<p>業庁アンケート調査)</p> <p>※ 令和6年度～令和8年度までの経済波及効果は、令和5年度の実績・推計値を基に算出した。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置については、農林漁業者が経営力の向上のための設備投資を図り、生産性の向上を実現できるようにしていくために、今後も経営力向上計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、生産性向上の底上げを図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当である。</p> <p>また、農業においては、水稻、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の需給の状況に機械化等投資が左右され、林業においては、傾斜、土壌、樹種や林業事業体の規模、資金状況等により同様の影響を受けるため、また水産業においても、漁獲・加工対象魚種の資源状況や事業者の資金状況等により同様の影響を受けるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>関連する措置として、「農地利用効率化等支援交付金のうち先進的農業経営確率支援タイプ」等があるが、農林漁業者による高性能な農林漁業機械に対する投資を促進するためには、対象となる農林漁業者が限られる上記予算措置では不十分であり、高性能な農林漁業機械への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農林漁業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>農林漁業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、高性能な農林漁業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農林漁業者を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献するため。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年5月～8月

## ○減税見込額積算資料（国税・地方税）

## 1 減税見込額等の積算

## 【農業者】

## (1) 課税標準額

7,501 百万円（令和 3 年度）、6,630 百万円（令和 4 年度）、  
5,550 百万円（令和 5 年度）

〈算出例〉トラクター（50 馬力以上）の場合

$$\frac{(\text{国内向け出荷台数})}{(\text{全出荷台数})} \times (\text{出荷額}) = (\text{国内向け出荷額})$$

$$(\text{国内向け出荷額}) \times (\text{出荷額に占める当税制適用率})$$

(令和 3 年度)

5,565 台 / 57,321 台 × 156,429 百万円 = 15,187 百万円  
15,187 百万円 × 10.2% = 1,551 百万円

(令和 4 年度)

5,894 台 / 51,354 台 × 144,245 百万円 = 16,555 百万円  
16,555 百万円 × 8.8% = 1,457 百万円

(令和 5 年度)

6,130 台 / 46,734 台 × 134,115 百万円 = 17,592 百万円  
17,592 百万円 × 7.0% = 1,228 百万円

## ○上記の算出例に沿って算出した課税標準額

(トラクター) + (田植機) + (コンバイン) + (ス°-ト°ス°ラー)

(令和 3 年度)

1,551 百万円 + 2,019 百万円 + 3,404 百万円 + 527 百万円 = 7,501 百万円

(令和 4 年度)

1,457 百万円 + 1,672 百万円 + 3,085 百万円 + 416 百万円 = 6,630 百万円

(令和 5 年度)

1,228 百万円 + 1,303 百万円 + 2,687 百万円 + 332 百万円 = 5,550 百万円

(注) 「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。

なお、当税制の対象である 160 万円以上の生産性が旧モデル比 1%以上向上すると想定される主要高性能農業機械をトラクター（50 馬力以上）、田植機（6 条以上）、コンバイン（4 条以上）及びス°-ト°ス°ラーとした。

## (2) 減税見込額・・・税額控除の場合で試算

国税
----

(令和 3 年度)

7,501 百万円（課税標準額）× 10%（税額控除率）= 750 百万円

(令和 4 年度)

6,630 百万円（課税標準額）× 10%（税額控除率）= 663 百万円

(令和 5 年度)

5,550 百万円（課税標準額）× 10%（税額控除率）= 555 百万円

## 地方税

(令和3年度)

7,501 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) × 7% (法人住民税率)  
= 53 百万円

(令和4年度)

6,630 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) × 7% (法人住民税率)  
= 46 百万円

(令和5年度)

5,550 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) × 7% (法人住民税率)  
= 39 百万円

## 【林業者】

(1) 課税標準額

(令和3年度)

{ (158×17.5 百万円) + (125×22.4 百万円) } × 57.2% = 3,185 百万円

(令和4年度：旧集計方法)

{ (147×18.4 百万円) + (130×23.8 百万円) } × 66.1% = 3,830 百万円

(令和4年度：新集計方法)

{ (147×18.4 百万円) + (270×23.8 百万円) } × 43.9% = 4,007 百万円

(令和5年度)

{ (147×18.4 百万円) + (270×23.8 百万円) } × 43.9% = 4,007 百万円

## 【算出方法】

課税標準額 = { (フォワーダ導入台数×聞き取り単価) +  
(フェラーバンチャ等導入台数×聞き取り単価) } ×  
適用率 (調査対象年度の適用件数 / 調査対象年度の対象件数)

※当税制の対象である160万円以上の生産性が旧モデル比1%以上向上すると想定される高性能林業機械を、林業機械化協会による生産性向上要件証明書が発行されている機種(フォワーダ(林内作業車含む)、フェラーバンチャ等)とした。

最新(R4年度)の高性能林業機械保有台数調査(林野庁研究指導課)を元に、各調査対象年度中に中小企業者等が導入した高性能林業機械のうち、証明書発行機種分を抽出し、当該数値を調査対象年度の出荷台数の推計値とした。

R5年度についてはデータ集計中のため、R4年度の実績値と同数とした。

(※高性能林業機械保有台数調査において新たな機械区分が追加されたことから、R4の実績値は旧集計方法と新集計方法による2種類の数値を記載している。)

(2) 減税見込額

## 国税

令和3年度 : 3,185 百万円 × 10% = 319 百万円

令和4年度(旧集計方法) : 3,830 百万円 × 10% = 383 百万円

令和4年度(新集計方法) : 4,007 百万円 × 10% = 401 百万円

令和5年度 : 4,007 百万円 × 10% = 401 百万円

## 地方税

令和3年度 : 3,185 百万円 × 10% × 7% = 22 百万円

令和4年度(旧集計方法) : 3,830 百万円 × 10% × 7% = 27 百万円

令和4年度(新集計方法) : 4,007 百万円 × 10% × 7% = 28 百万円

令和5年度 : 4,007 百万円 × 10% × 7% = 28 百万円

【水産業者】

(1) 課税標準額 = 661 百万円 (令和 3 年度)、1,040 百万円 (令和 4 年度)、  
1,554 百万円 (令和 5 年度)

※生産性向上要件証明書を発行している一般社団法人海洋システム協会からの聞き取った対象設備の出荷額の合計。

(2) 減税見込額 (実績推計)

**国税**

(令和 3 年度)

661 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) = 66 百万円

(令和 4 年度)

1,040 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) = 104 百万円

(令和 5 年度)

1,554 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) = 155 百万円

**地方税**

(令和 3 年度)

661 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) × 7% (法人住民税率)  
= 5 百万円

(令和 4 年度)

1,040 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) × 7% (法人住民税率)  
= 7 百万円

(令和 5 年度)

1,554 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) × 7% (法人住民税率)  
= 11 百万円

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)
令和元年度	73農業用機械 (5,008)	75その他の機械 (2,701)
令和2年度	73農業用機械 (4,760)	75その他の機械 (2,568)
令和3年度	73農業用機械 (4,501)	75その他の機械 (2,308)
令和4年度	73農業用機械 (3,978)	75その他の機械 (3,028)
令和5年度	73農業用機械 (3,330)	75その他の機械 (3,336)
令和6年度	73農業用機械 (3,330)	75その他の機械 (3,336)
令和7年度	73農業用機械 (3,330)	75その他の機械 (3,336)
令和8年度	73農業用機械 (3,330)	75その他の機械 (3,336)
令和9年度	73農業用機械 (3,330)	75その他の機械 (3,336)

## 2. 適用実績及び適用見込み（総括票）

（単位：件、千円）

区分	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （実績）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
対象者数	28,897	22,672	22,389	21,952	20,782	20,782	20,782	20,782
適用件数	2,593	2,581	2,339	2,026	1,659	1,659	1,659	1,659
減税額	1,374,704	1,306,846	1,214,134	1,249,398	1,188,843	1,188,843	1,188,843	1,188,843
国税	1,284,770	1,221,351	1,134,705	1,167,662	1,111,068	1,111,068	1,111,068	1,111,068
地方税	89,934	85,495	79,429	81,736	77,775	77,775	77,775	77,775

- 1 対象者は、減税対象機械設備の出荷台数である。
- 2 適用件数は、証明書発行団体における生産性向上要件証明書の発行件数。
- 3 令和6年度以降については、令和4年度（林業）と令和5年度（農業・水産業）の実績の合計値。  
※林業分については、令和4年度実績より新集計方法での値を合計。

## 2-（1）. 適用実績及び適用見込み（農業関係）

（単位：件、千円）

区分	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （実績）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
対象者数	27,726	21,520	20,671	20,026	19,457	19,457	19,457	19,457
適用件数	2,353	2,311	2,111	1,763	1,358	1,358	1,358	1,358
減税額	892,954	848,857	802,562	709,383	593,830	593,830	593,830	593,830
国税	834,536	793,324	750,058	662,975	554,981	554,981	554,981	554,981
地方税	58,418	55,533	52,504	46,408	38,849	38,849	38,849	38,849

- 1 対象者は、減税対象機械設備の出荷台数である。
- 2 適用件数は、証明書発行団体における生産性向上要件証明書の発行件数。
- 3 令和6年度以降については、令和5年度の推計値と同数とした。

## 2-（2）. 適用実績及び適用見込み（林業関係）

（単位：件、千円）

【旧集計方法】								
区分	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
対象者数	234	167	283	277	-	-	-	-
適用件数	136	138	162	183	-	-	-	-
減税額	284,977	271,809	340,845	409,821	-	-	-	-
国税	266,334	254,027	318,547	383,010	-	-	-	-
地方税	18,643	17,782	22,298	26,811	-	-	-	-

【新集計方法】								
区分	令和元年度 （実績）	令和2年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （見込）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
対象者数	-	-	-	417	417	417	417	417
適用件数	-	-	-	183	183	183	183	183
減税額	-	-	-	428,735	428,735	428,735	428,735	428,735
国税	-	-	-	400,687	400,687	400,687	400,687	400,687
地方税	-	-	-	28,048	28,048	28,048	28,048	28,048

- 1 対象者は、減税対象機械設備の出荷台数である。
- 2 適用件数は、証明書発行団体における生産性向上要件証明書の発行件数。
- 3 本数値の推計に用いる調査の項目が令和3年から変更されており、旧集計方法の表では令和2年当時の項目に合わせて推計した一方、新集計方法の表では現行の項目による推計を行った。
- 4 令和5年度以降については、令和4年度の推計値と同数とした。

## 2-(3). 適用実績及び適用見込み(水産業関係)

(単位: 件、千円)

区分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
対象者数	937	985	1,435	1,509	908	908	908	908
適用件数	104	132	66	80	118	118	118	118
減税額	196,773	186,180	70,727	111,280	166,278	166,278	166,278	166,278
国税	183,900	174,000	66,100	104,000	155,400	155,400	155,400	155,400
地方税	12,873	12,180	4,627	7,280	10,878	10,878	10,878	10,878

- 1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。
- 2 適用件数は、証明書発行団体における生産性向上要件証明書の発行件数。
- 3 令和6年度以降については、令和5年度の推計値と同数とした。